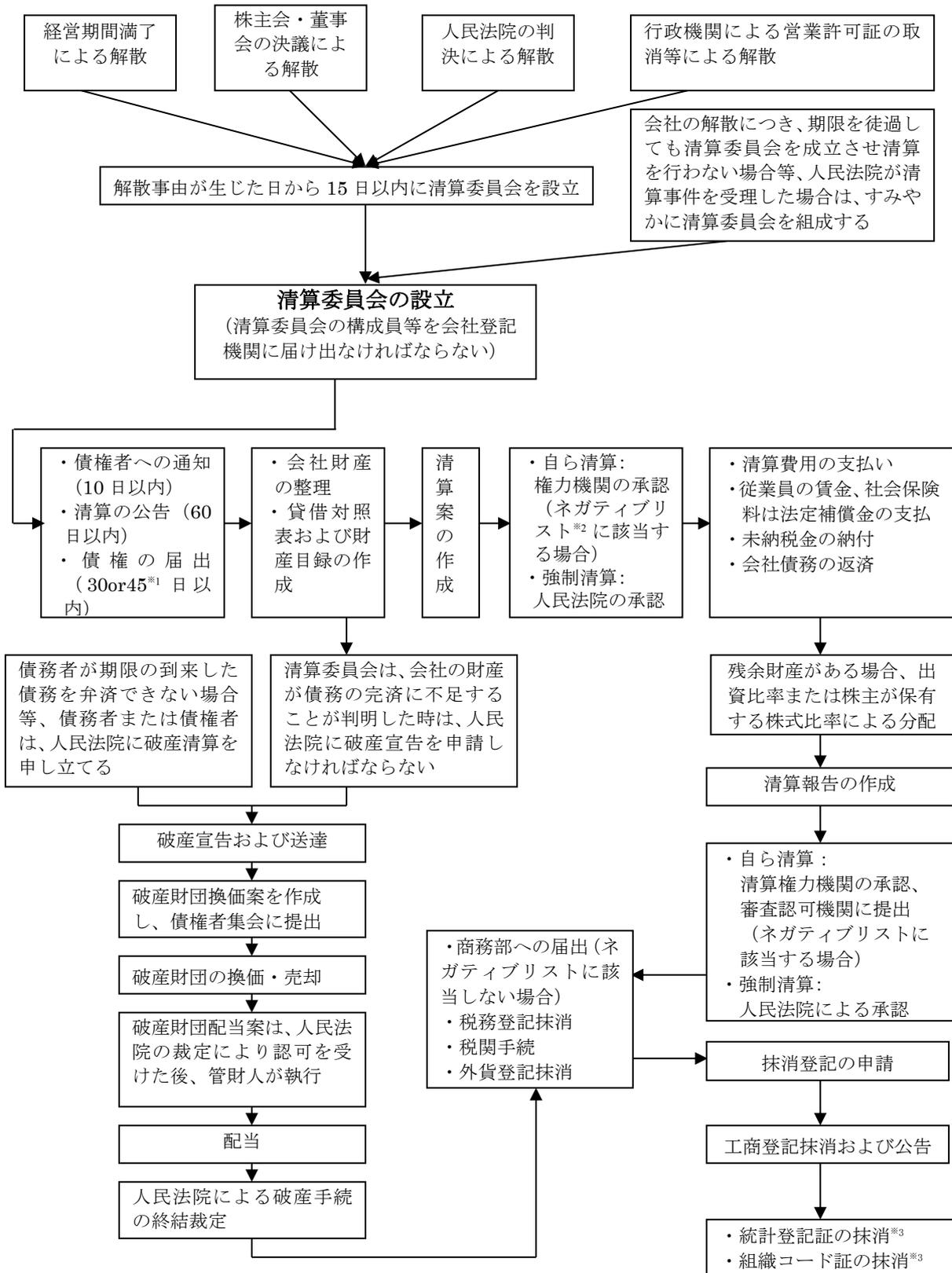


外商投資企業清算フローチャート



※1 通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内。

※2 ネガティブリストは外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年改訂版)で確認できる。

※3 「五証合一」の実施後、新規に営業許可証を取得した企業には統計登記証・組織コード証が発行されないため、統計登記証・組織コード証の抹消も不要となる。